

## 台風による遺伝子組換え生物等の第二種使用等を行う研究施設等の被害への対応について

平成 23 年 9 月 22 日  
文部科学省研究振興局  
ライフサイエンス課  
生命倫理・安全対策室

今週、日本列島を縦断する大きな台風が発生しました。

この台風により被害に遭われた皆様にはお見舞い申し上げます。

台風により、ガラス温室を始めとした遺伝子組換え生物等の第二種使用等を行う研究施設等において、破損その他の事故が発生し、当該遺伝子組換え生物等について拡散防止措置を執ることができない状況が発生した場合、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性に関する法律」（カルタヘナ法）第 15 条に基づき、直ちに、①その事故について応急措置を執るとともに、②速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を文部科学大臣に届け出ていただくようお願いしております。

皆様方の安全が最優先されますが、上記のような状況である場合、まずは、速やかに、文部科学省の生命倫理・安全対策室（下記の緊急連絡先）に連絡、相談いただくようお願いいたします。

ただし、施設等の被害の状況によっては、研究施設等の倒壊の危険、無理な対応により拡散を助長するおそれなども予想されることから、研究施設等の点検者の身の安全に留意しながら、冷静な対応をお願いいたします。

### 【連絡先】

文部科学省 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室

直通電話：03-6734-4113

メール：kumikae@mext.go.jp

（参考）遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性に関する法律

（第二種使用等に関する事故時の措置）

第十五条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている者は、拡散防止措置に係る施設等において破損その他の事故が発生し、当該遺伝子組換え生物等について第十二条の主務省令で定める拡散防止措置又は第十三条第一項の確認を受けた拡散防止措置を執ることができないときは、直ちに、その事故について応急の措置を執るとともに、速やかにその事故の状況及び執った措置の概要を主務大臣に届け出なければならない。